

## 通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、スカイマーク乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同法同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

### 1 開始日

令和 5 年 5 月 21 日以降

### 2 場所

上記組合の組合員が従事する株式会社スカイマークの全職場（北海道、宮城県、茨城県、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県）

### 3 要求事項

団体的労使関係の運営に関する事項

令和 5 年 5 月 17 日

厚生労働大臣 加藤 勝信